高松市移住ナビ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市移住ナビ(以下「移住ナビ」という。)への広告 の掲載に関し、高松市広告掲載要綱(平成18年4月1日施行。以下「要 綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する位置及び規格等)

- 第2条 移住ナビに掲載する広告(以下「バナー広告」という。)の掲載位置、 規格及び色は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 掲載位置 トップページ下部 (https://www.takamatsu-iju.jp)
 - (2) 規格 左右150ピクセル×天地60ピクセル
 - (3) 色 フルカラー

(バナー広告の作成条件)

- 第3条 バナー広告の作成条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) バナー広告の原稿は、電子データで作成しなければならない。この場合において、電子データのファイルの種類は、「Graphic Interchange Format (GIF)形式」、「Joint Photographic Experts Group (JPEG)形式」又は「Portable Network Graphics (PNG)形式」のいずれかとし、ファイルのサイズは、16キロバイト以下とする。
 - (2) バナー広告にアニメーションを使用する場合は、色調のコントラスト が強い反転表示を継続させてはならない。また、画面の置換速度は、3秒 以上としなければならない。
 - (3) バナー広告の色調、明るさ、フォントその他のデザインは、ユニバー サルデザインに配慮したものとしなければならない。
 - (4) リンク先ウェブサイトのアドレスは、1箇所としなければならない。(バナー広告の掲載期間)
- 第4条 バナー広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位(以下 「掲載単位」という。)とする。
- 2 広告掲載の開始日又は終了日が高松市の休日を定める条例(平成元年高松

市条例第4号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、市の休日の翌日をもって広告掲載の開始日又は終了日とする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 市長は、移住ナビその他の広報媒体を利用して、バナー広告の掲載を 希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を公募するものとする。

(バナー広告の掲載の申込み)

- 第6条 広告掲載希望者は、高松市移住ナビ広告掲載申込書(様式第1号)を 市長に提出しなければならない。ただし、年度を超える期間を継続して申し 込むことはできない。
- 2 前項の規定による申込みは、バナー広告の掲載の開始を希望する日が属する月の前々月の末日(その日が市の休日に当たるときは、その前日)までに行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合において、必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、バナー広告の掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(バナー広告の掲載の決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、申込みの内容が要綱及びこの要領に適合するかどうかを審査するものとする。
- 2 市長は、バナー広告の掲載の可否を決定したときは、広告掲載(不掲載) 通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 市長は、前条第2項の規定によりバナー広告の掲載を決定したときは 速やかに、当該広告掲載希望者とバナー広告の掲載に関する契約を締結する ものとする。

(バナー広告の原稿の作成及び提出)

第9条 前条の規定により契約を締結した者(以下「契約者」という。)は、 市長が別に指定する期日までに、バナー広告の原稿を市長に提出しなければ ならない。この場合において、バナー広告の作成及び提出に要する経費は、 契約者が負担するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によるバナー広告の原稿の提出があったときは、その内容及び表現並びにリンク先ウェブサイトの内容が、要綱及びこの要領の規定に適合していることを確認しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による確認の結果、バナー広告の原稿の内容及び表現 並びにリンク先ウェブサイトの内容が適当でないと認めるときは、契約者に 対し、バナー広告の原稿及びリンク先ウェブサイトの内容等の変更を求める ことができる。バナー広告の掲載後においても同様とする。

(掲載しないバナー広告)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当するバナー広告は、移住ナビに掲載しない。
 - (1) バナー広告又はリンク先ウェブサイトの内容が、要綱第7条の規定に該当する広告
 - (2) その他市長が不適当と認めるバナー広告

(広告掲載料)

- 第11条 バナー広告掲載料は、1枠当たり月額1,500円 (消費税及び地 方消費税の額を含む。)とする。
- 2 契約者は、前項の広告掲載料を、バナー広告の掲載開始日から15日以内 に、納入通知書により一括して納付するものとする。

(バナー広告の掲載位置)

- 第12条 バナー広告の掲載位置は、掲載単位ごとに、次に掲げる優先順位に 基づき、移住ナビトップページ下部の左上側から順に掲載するものとする。
 - (1) 優先順位1 バナー広告の掲載期間が長いもの
 - (2) 優先順位2 バナー広告の掲載の申込みの先着順

(バナー広告の掲載の取消し)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前の催告等を行わずに、バナー広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載中のバナー広告を削除し、若しくはバナー広告の掲載を中止することができる。
 - (1) 契約者又はバナー広告若しくはリンク先ウェブサイトの内容等が、第 10条各号のいずれかに抵触する事実が判明したとき。
 - (2) 契約者が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

- (3) 契約者が、第9条第3項の規定による変更の求めに応じないとき。
- (4) 契約者が、高松市の信用を失墜し、又は業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (5) 契約者が、社会的信用を著しく失墜するような行為を行ったとき。
- (6) 契約者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 前項の規定によるバナー広告の掲載の決定の取消しにより契約者が損害を 受けることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(バナー広告の掲載の中止)

第14条 契約者は、自己の都合により、掲載期間中にバナー広告を削除し、 又はバナー広告の掲載を一時中止しようとするときは、7日前までに書面に より市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、契約者の責めに帰さない事由によりバナー広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載中のバナー広告を削除し、若しくはバナー広告の掲載を一時中止した場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、移住ナビへのバナー広告の掲載に関 し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 高松市長

住 所 商号又は 名 称 代表者氏名

広告掲載申込書

高松市広告掲載要綱及び高松市移住ナビ広告掲載要領の内容等を了解し、同要領第6条第 1項の規定に基づき、バナー広告の掲載を申し込みます。

- 1 業務内容等
 - (1)業務内容
 - (2) ホームページ URL
- 2 広告の内容
 - (1) 掲載希望枠数

枠

(2) 掲載希望期間(年度を超える期間について、申し込むことはできません。)

年 月 日~ 年 月 日

3 担当者連絡先

担当者	氏 名	部署名	
	T E L	F A X	
	Eメール		

年 月 日

様

高松市長

広告掲載 (不掲載) 通知書

年 月 日付けで申し込みのありました、高松市移住ナビ広告の掲載について、 次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 広告掲載の可否(否の場合はその理由)
- 2 掲載枠数

枠

- 3 掲載場所
- 4 掲載期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 掲載料

円(円× 枠× ヵ月)